

平成30年度
石巻市雨水利用タンク普及促進事業
補助金申請の手引き

【申請受付期間】

平成30年5月14日(月)～平成31年3月29日(金)

※予算額に達し次第、受付は終了とさせていただきます。

【受付窓口・お問い合わせ先】

石巻市生活環境部環境課 環境保全グループ

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階

電話番号：0225-95-1111（内線 3367・3368・3369）

FAX 番号：0225-22-6120

電子メール：isenv@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp

【受付・お問い合わせ時間】

午前：8時30分～12時00分

午後：12時45分～17時00分

※土曜・日曜・祝日は、閉庁日のため受付をお休みとさせていただきます。

平成30年4月

石巻市生活環境部環境課

《目次》

1 目的	1
2 申請の流れ	1
3 補助金交付額	1
4 補助対象者と補助対象システム	2
5 申請に必要な書類	2
6 雨水利用タンクの維持管理について	4
7 注意事項	4

《様式関係》

「石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)」

「石巻市雨水利用タンク普及促進事業に係る市税完納証明願兼証明書(様式第2号)」

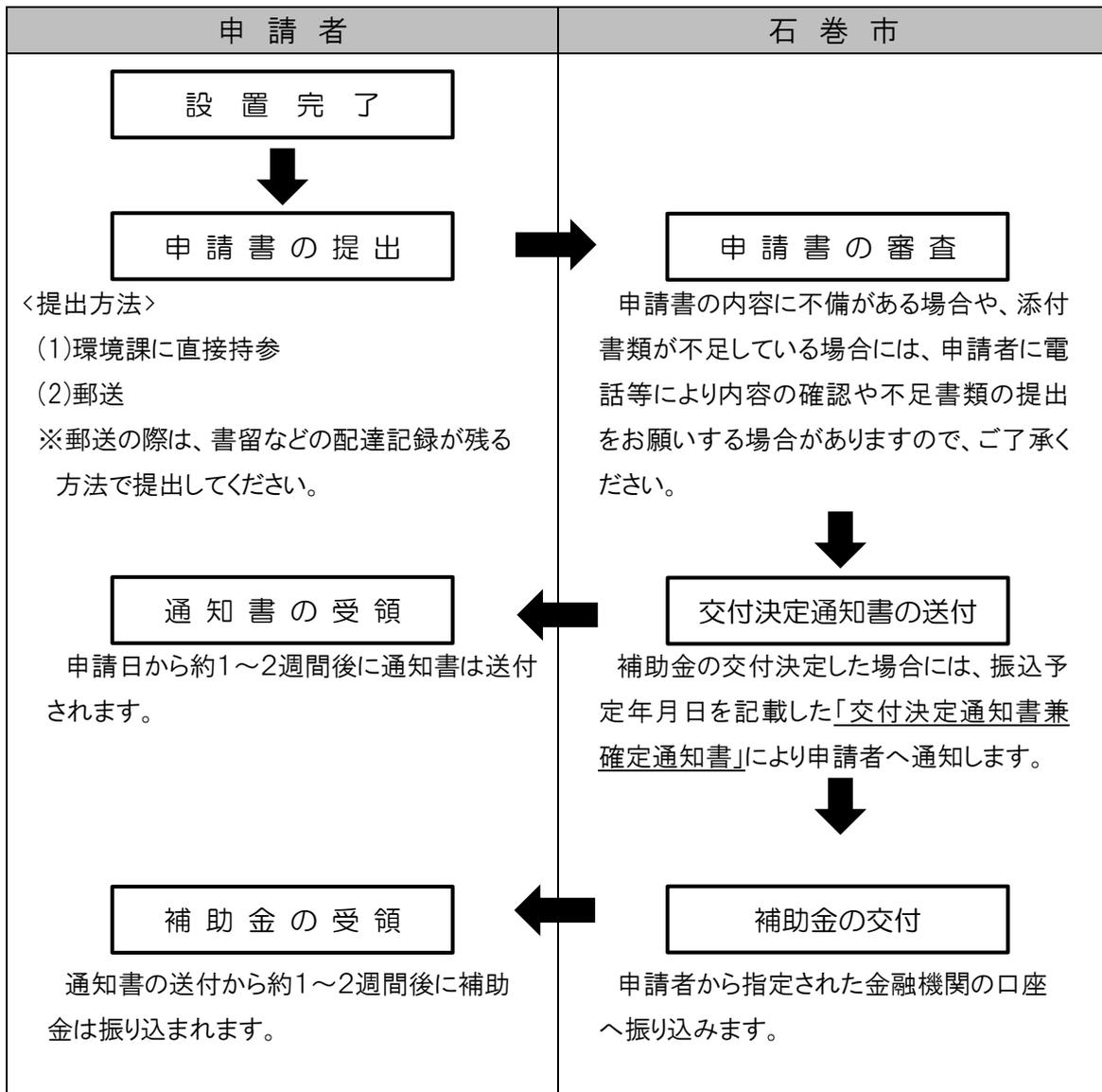
「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」

「領収書内訳」参考様式

1. 目的

雨水の有効活用を促進し、良好な水資源の循環の確保に資することを目的とし、雨水利用タンクを設置した方に対し、補助金を交付するものです。

2. 申請の流れ



3. 補助金交付額

雨水利用タンクの購入及び設置に係る費用(税抜)に1/2を乗じて得た額とし、上限を30,000円とします。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

4. 補助対象者と補助対象となる雨水利用タンク

※平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)に対象システムを設置した方で、補助金の交付申請をすることができなかつた方も補助の対象となります。

補助対象者	補助対象となる雨水利用タンク
① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人(個人事業主を含む。)で、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に雨水利用タンクを設置した方。 ② 全ての市税に滞納がない方。 ③ 平成29年4月1日以後に雨水利用タンクを購入及び設置した方。	① 建物の屋根に降った雨水を集めて利用するという用途で販売されている専用の製品(貯水タンク)であること。 ② 貯水容量が80リットル以上であること。 ③ 新品であること。

5. 申請に必要な書類

(1) 個人の申請の場合で、建物の名義が申請者以外の場合、「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」が必要となります。

(2) 必要書類の詳細に関しては、次項から記載されております。

— チェックリスト —

No.	チェック	準備いただく書類	書類に関して
1	<input type="checkbox"/>	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)	原本1部
2	<input type="checkbox"/>	補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	写し1部
3	<input type="checkbox"/>	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書(様式第2号)	証明を受けた書類1部
4	<input type="checkbox"/>	設置費に係る領収書	写し1部
5	<input type="checkbox"/>	対象タンクの設置状態がわかるカラー写真	1部

【提出書類に関して】

提出書類	説明
<p>No.1 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の印鑑及び捨印を押印願います。 ※印鑑と捨印は同じものを押印してください。 ・ 訂正する場合は、訂正箇所の上に二重線を引き、訂正印(上記印と同じもの)を押印してください。 ※「交付申請額」欄の金額の訂正は不可となっております。
<p>No.2 補助金振込先金融機関口座の通帳の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込先の金融機関名、支店、預金区別、口座番号、口座名義人がわかるページ(通帳の表紙と表紙をめくってすぐの見開きページ)の写しの添付をお願いします。 ・ 口座名義人は、申請者名義のものに限ります。
<p>No.3 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書(様式第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第2号を2部作成し、証明書として交付された1部を環境課に提出してください。また、全ての市税について非課税の方は、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けてください。 ■申請場所:市役所3階 市民税課、各支所、各総合支所 市民生活課 ■手数料:証明書1部につき300円 ■委任状:窓口に来られた方が代理人の場合に必要となります。 ■提出期限:補助金申請日前3か月以内のもの ・ 市外から石巻市に平成30年1月1日以降に転入した方のうち、申請時に石巻市において市県民税・固定資産税・軽自動車税の課税履歴がない方は、前居住地の納税証明書(滞納がないことの証明)または非課税証明書を提出願います。 ※ 事業者の方が証明を受ける場合は、氏名(名称)の隣に代表者印(法人登記してある法務局に登録されている法人代表者の印または法人名の入った支店長、営業所長等の印でも可)を押印してください。

提出書類	説明
No.4 設置費に係る領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水利用タンクの設置に係る費用がわかる領収書を提出してください。 ※ 他工事との一括の領収書等の理由により雨水利用タンクに係る費用が確認できない場合、費用が確認できる領収書内訳等を添付してください。
No.5 対象タンクの設置状態がわかるカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象雨水利用タンクの設置状態がわかるカラー写真を提出してください。

6. 雨水利用タンクの維持管理について

貯水した雨水は積極的に利用して、降雨前には貯留容量を確保しておき、降雨に備えましょう。

- (1) 貯留している雨水の排水

次回の降雨に備えて、貯まっている雨水は積極的に利用します。特に冬季は、凍結防止のため、空にする必要があります。
- (2) 洗浄

衛生上の観点から定期的にタンクの内部を洗浄しましょう。
- (3) 安全対策

雨水タンクの水は飲料水には適しません。幼児などが誤って飲まないように、注意しましょう。

7. 注意事項

- (1) 雨水利用タンクの設置工事は、業者に頼まず個人で行っても構いませんが、この場合は購入費のみが雨水利用タンクの設置に係る費用として計上されます。
- (2) 対象となる雨水利用タンクは、建築物1棟につき1基までとなります。タンクを複数つけた場合でも、1基までが助成対象となります。
- (3) 集合住宅も各棟につき1基まで助成対象となります。ただし、その場合の申請者は集合住宅の所有者又は管理者(組合)となります。また、申請者は対象タンクを設置した集合住宅に居住している必要があります。
- (4) 一般に製品として市販されている新品のものが対象となります。自作のものは対象となりませんので、ご注意ください。
- (5) 対象となる雨水利用タンクは、1基当たり貯水容量80リットル以上のものです。例えば、貯水容量50リットルの雨水利用タンクを2基設置した場合は助成対象となりませんので、ご注意ください。

- (6) 雨水利用タンクの指定は特にありませんので、ホームセンターや工務店、住宅メーカー、インターネット販売等でお買い求めください。ただし、インターネット等で購入する場合には、領収書が発行されるかを事前にご確認願います。
- (7) 「自らの住居として使用する建物」とは、申請者が自ら所有し居住している住宅をいいますが、住宅の所有権は申請者の親等が保有していても実際の維持管理は申請者が行っている場合も、助成対象となります。その場合、「雨水利用タンクを設置した建物の所有者の承諾書」の提出が必要となります。